

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 教育庁 学校教育課

法令名	佐賀県地域改善対策奨学金貸与条例施行規則			法令番号	昭和58年佐賀県教育委員会規則第四号		
手続名	地域改善対策奨学金の返還免除			根拠条項	施行規則第9条の二第2項		
審査基準	施行規則第9条の二第2項に定める生活困難であると認められるときとは、以下のようなときをいう。 (1) 市町村民税の所得割が非課税であるとき (2) 前年の収入の年額が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護の基準に基づいて算定した年額の一・五倍の額以下であるとき						
	受付機関	学校教育課	処理機関	学校教育課	交付機関	学校教育課	標準処理期間 一日 標準経由期間 日